

移動等円滑化取組計画書

令和6年8月30日

住 所 青森県八戸市大字新井田字小久保頭4番地1
事業者名 八戸市交通部
代表者名（役職名及び氏名）
八戸市長 熊 谷 雄 一

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項

- 当部が保有する乗合バス車両の令和5年度末時点のノンステップバス導入率は73%となっているが、今後も車両の更新と併せてノンステップバスの導入を推進する。

(2) 旅客支援についての情報提供、教育訓練に関する事項

- 車椅子の乗降補助やベビーカー等での利用方法について、バス待合施設やホームページで周知を行う。
- 車椅子等の乗降補助について、乗務員が適切に対応できるよう研修を実施する。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバスの導入	車両の更新と併せてノンステップバスの導入を推進する。

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
バリアフリー設備を用いた役務の提供	<ul style="list-style-type: none"> ●乗降用スロープ板を設置し、乗務員による乗降支援を行う。 ●聴覚の障がいがある方のために、車内に「筆談により案内する」旨の掲示をし、筆談用具を設置する。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車椅子・ベビーカー利用方法の掲載	<ul style="list-style-type: none"> ● 車椅子・ベビーカー等でのバス利用方法についてホームページに掲載する。 ● 待合室等に車椅子・ベビーカー等でのバス利用方法について掲示する。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車内における情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ● 運賃表示器の情報表示画面を活用し、運行に関する情報の充実を図る。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員の技術向上	<ul style="list-style-type: none"> ● 車両によりスロープの取付方法が異なるため、どの車両でもスムーズに対応できるように、乗務員を対象とした、高齢者・障がい者等の方の乗降支援に関する研修を年1回以上実施する。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
バリアフリーに対する広報及び啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ● 席ゆずりあいに関するステッカーや、円滑利用を促すステッカー（マタニティマーク、ベビーカー、ヘルプマーク、優先席表示等）を掲示する。 ● 段差のある車両については、注意喚起を促すステッカーを掲示する。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

<ul style="list-style-type: none"> ● 利用者が多いバス停留所施設に上屋を設置する。 ● ホームページや電話で寄せられる利用者の意見を部内で共有するとともに、取組みの改善に活用する。 ● バリアフリー推進のための啓発活動を実施する。
--

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

Ⅴ 計画書の公表方法

ホームページにて公表する。

Ⅵ その他計画に関連する事項

--

注1 IVには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。